

議案第 157 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市穂高老人保健センター

2 指定管理者の所在地及び名称

安曇野市豊科 4155 番地 1

公益社団法人安曇野シルバー人材センター

理事長 佐々木 胤明

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで

平成 27 年 11 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 158 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市豊科社会就労センター

2 指定管理者の所在地及び名称

安曇野市穂高有明 2189 番地 39

一般社団法人 安曇野エルチ

代表理事 橋本 良正

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

平成 27 年 11 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 159 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市穂高社会就労センター

2 指定管理者の所在地及び名称

安曇野市穂高有明 2189 番地 39

一般社団法人 安曇野エルチ

代表理事 橋本 良正

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

平成 27 年 11 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 160 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市三郷社会就労センター

2 指定管理者の所在地及び名称

安曇野市穂高有明 2189 番地 39

一般社団法人 安曇野エルチ

代表理事 橋本 良正

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

平成 27 年 11 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 161 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市明科社会就労センター

2 指定管理者の所在地及び名称

安曇野市穂高有明 2189 番地 39

一般社団法人 安曇野エルチ

代表理事 橋本 良正

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

平成 27 年 11 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 162 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称
安曇野市有明荘
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市穂高有明 1326 番地
株式会社燕山荘
代表取締役 赤沼 健至
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

平成 27 年 11 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 163 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

道の駅アルプス安曇野ほりがねの里

2 指定管理者の所在地及び名称

安曇野市堀金烏川 2696 番地

農事組合法人旬の味ほりがね物産センター組合

組合長 長田 廣

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

平成 27 年 11 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第164号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

平成25年4月23日、親子スポーツ教室の参加申込み受付時に発生した事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 和解及び損害賠償の相手方

被害者の親権者（安曇野市在住者）

2 事故の概要

平成25年4月23日午前9時15分頃、安曇野市堀金烏川2662番地堀金総合体育館において、教育委員会主催である親子スポーツ教室の参加申込み受付時に、教育委員会が用意しておいたボールに被害者が乗り上げバランスを崩して転倒し、左大腿骨骨幹を骨折した。

3 和解の内容

安曇野市は、上記2の事故で負傷した被害者の親権者である相手方に対して、下記4の額を賠償する。

なお、本件損害賠償のほか、安曇野市及び相手方間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

4 損害賠償の額

695,790円

平成27年11月24日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 165 号

市道の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

記

別紙市道廃止路線調書による。

平成 27 年 11 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

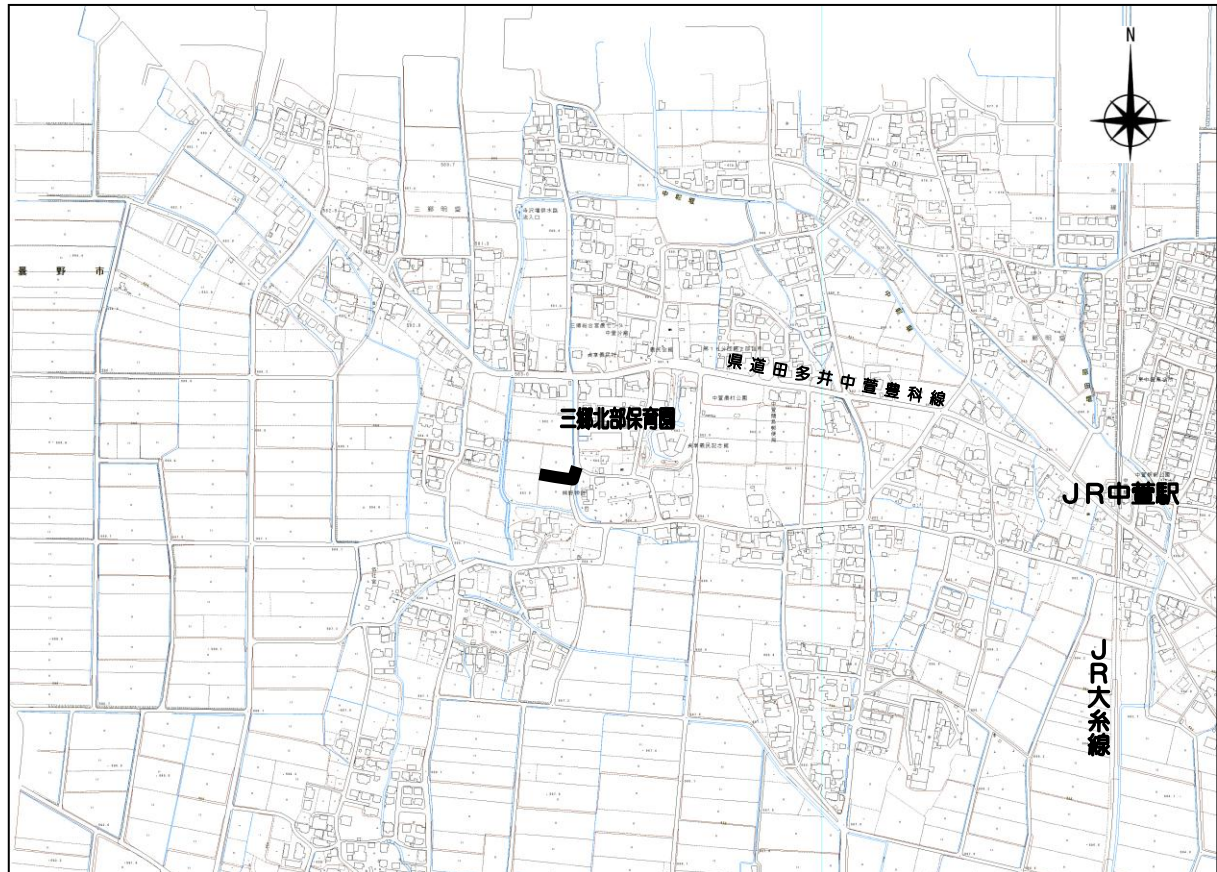
(別紙)

市道廃止路線調書

整理 番号	路 線 番 号	起 点 地 番	延 長 (m)	重要 な経 過地	廃 止 理 由
	路 線 名 称	終 点 地 番	幅 員 (m)		
1	31429	三郷明盛3365番地先	L = 59.0		機能喪失による廃止
	三郷1429号線	三郷明盛3366-1番地先	W = 1.0～7.1		
2	31760	三郷明盛4203-2番地先	L = 87.5		終点変更再認定に伴う 廃止
	三郷1760号線	三郷明盛3366-2番地先	W = 5.25～7.25		

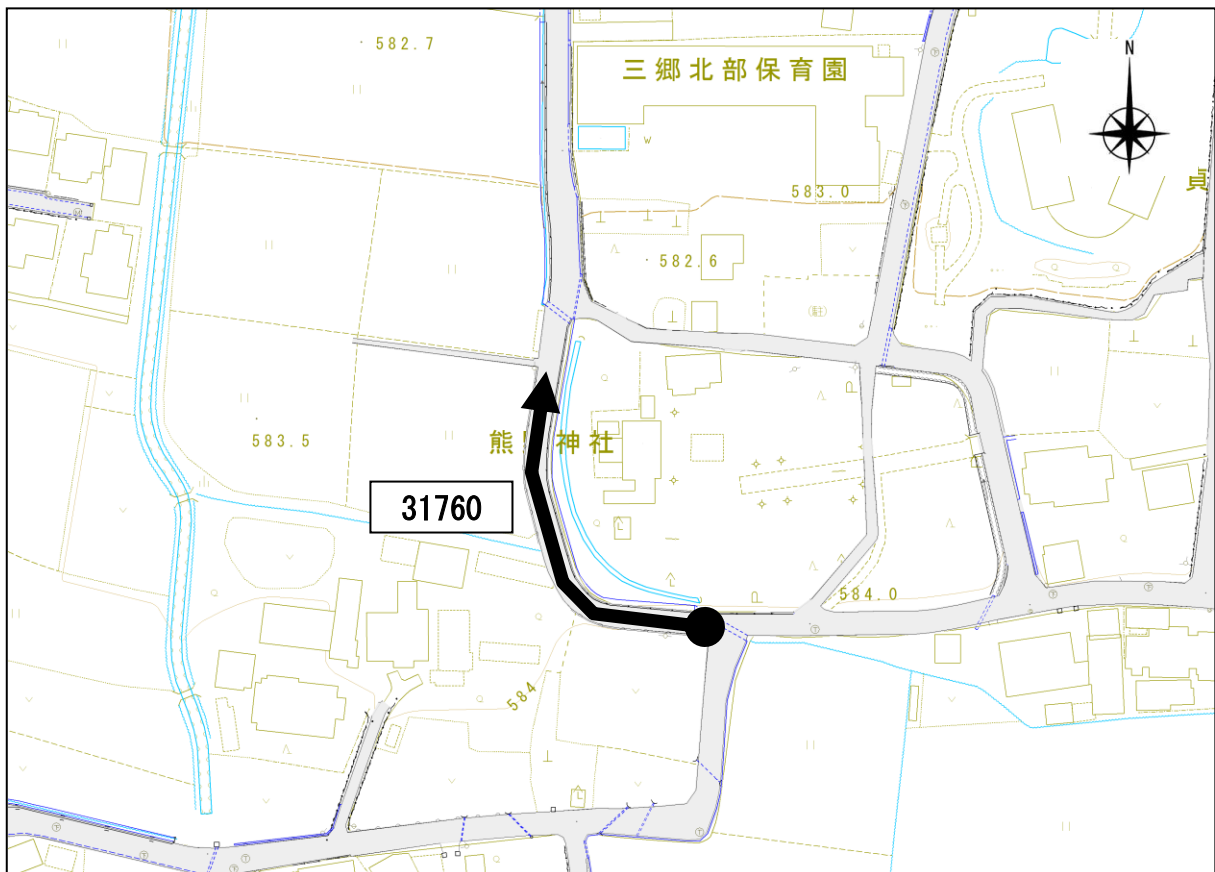
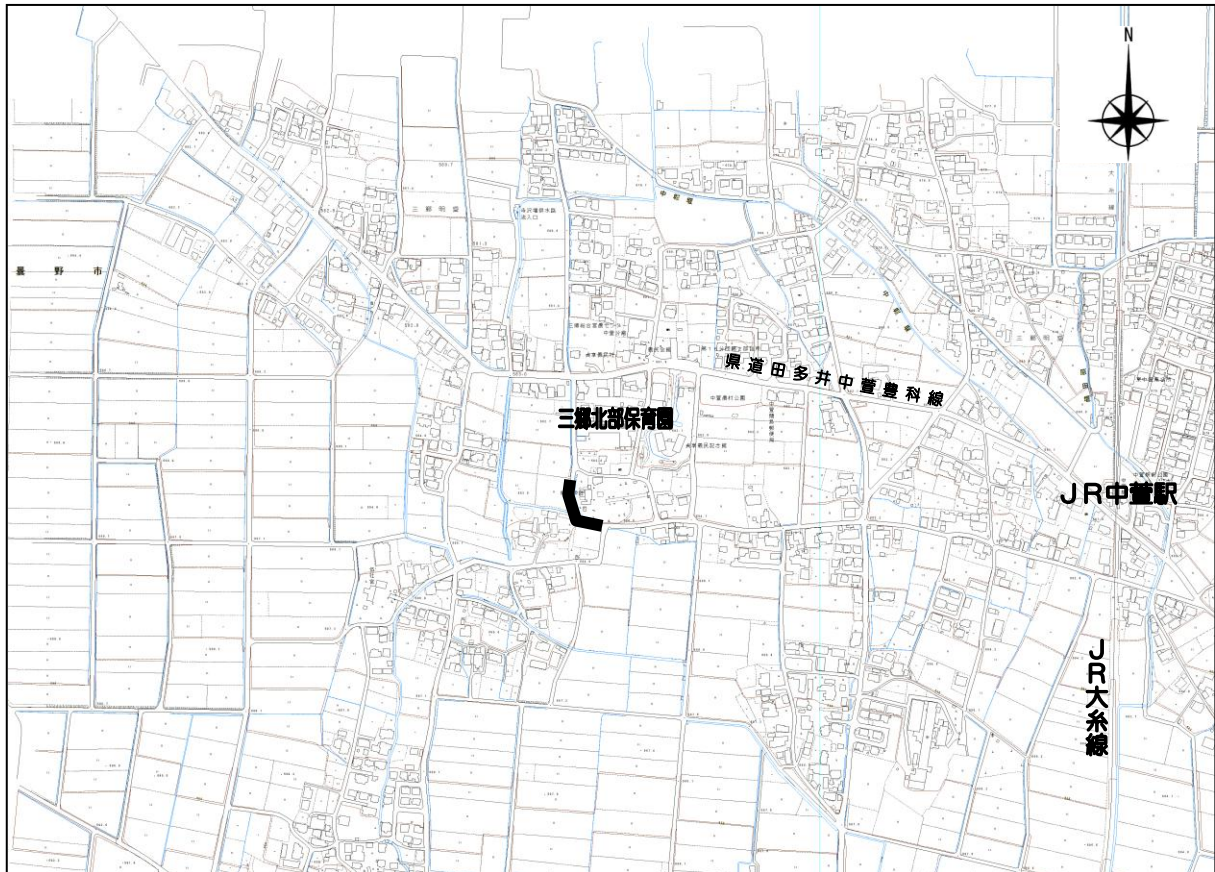
廃止路線網図

整理番号 1



廃止路線網図

整理番号 2



議案第 166 号

市道の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので、議会の議決を求める。

記

別紙市道認定路線調書による。

平成 27 年 11 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

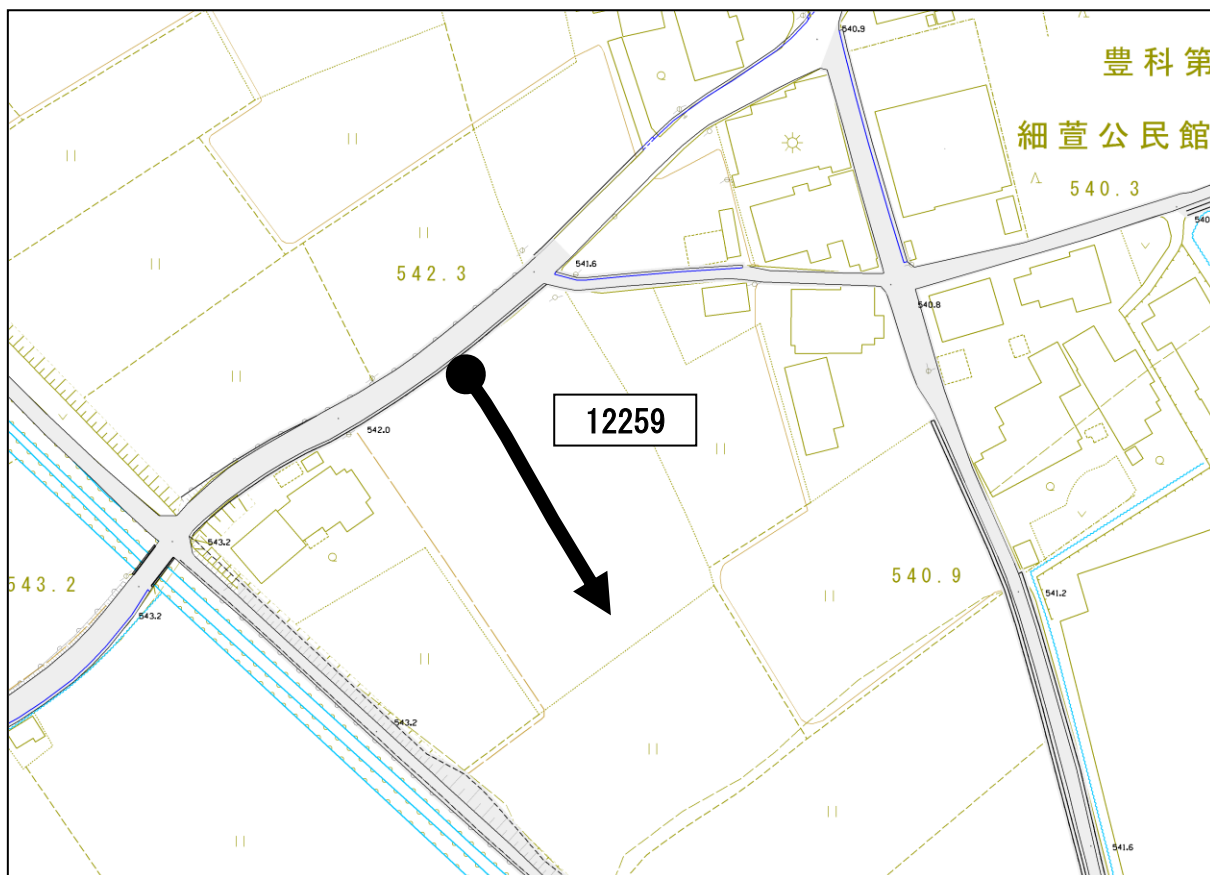
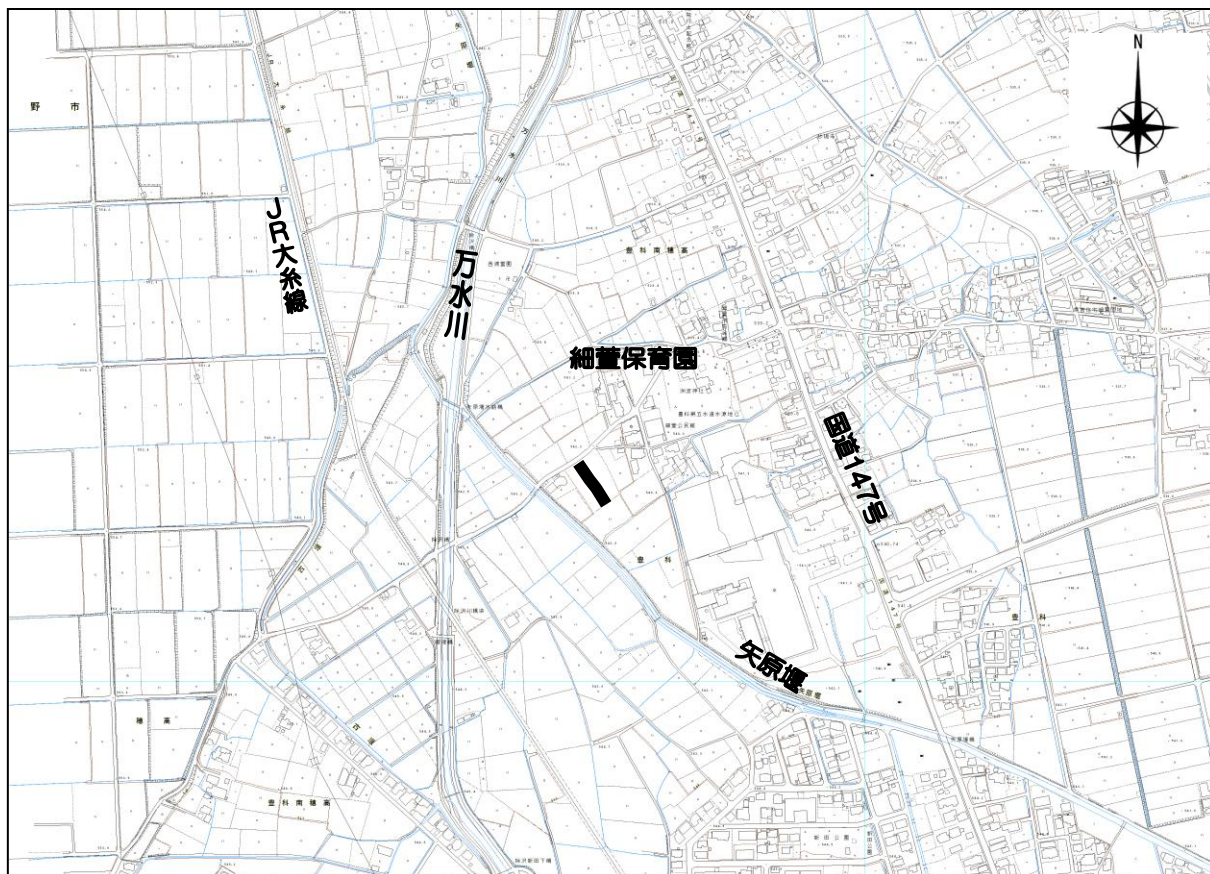
(別紙)

市道認定路線調書

整理 番号	路 線 番 号	起 点 地 番	延 長 (m)	重要 な経 過地	認 定 理 由
	路 線 名 称	終 点 地 番	幅 員 (m)		
1	12259	豊科南穂高3484-13番地先	L = 44.5		宅地造成に伴う認定
	豊科2259号線	豊科南穂高3484-10番地先	W = 6.0		
2	21224	穂高有明7345-37番地先	L = 74.2		新規認定
	穂高1224号線	穂高有明7348-14番地先	W = 6.0～6.5		
3	31760	三郷明盛4203-2番地先	L = 101.5		終点変更に伴う再認定
	三郷1760号線	三郷明盛3365-1番地先	W = 5.25～7.25		

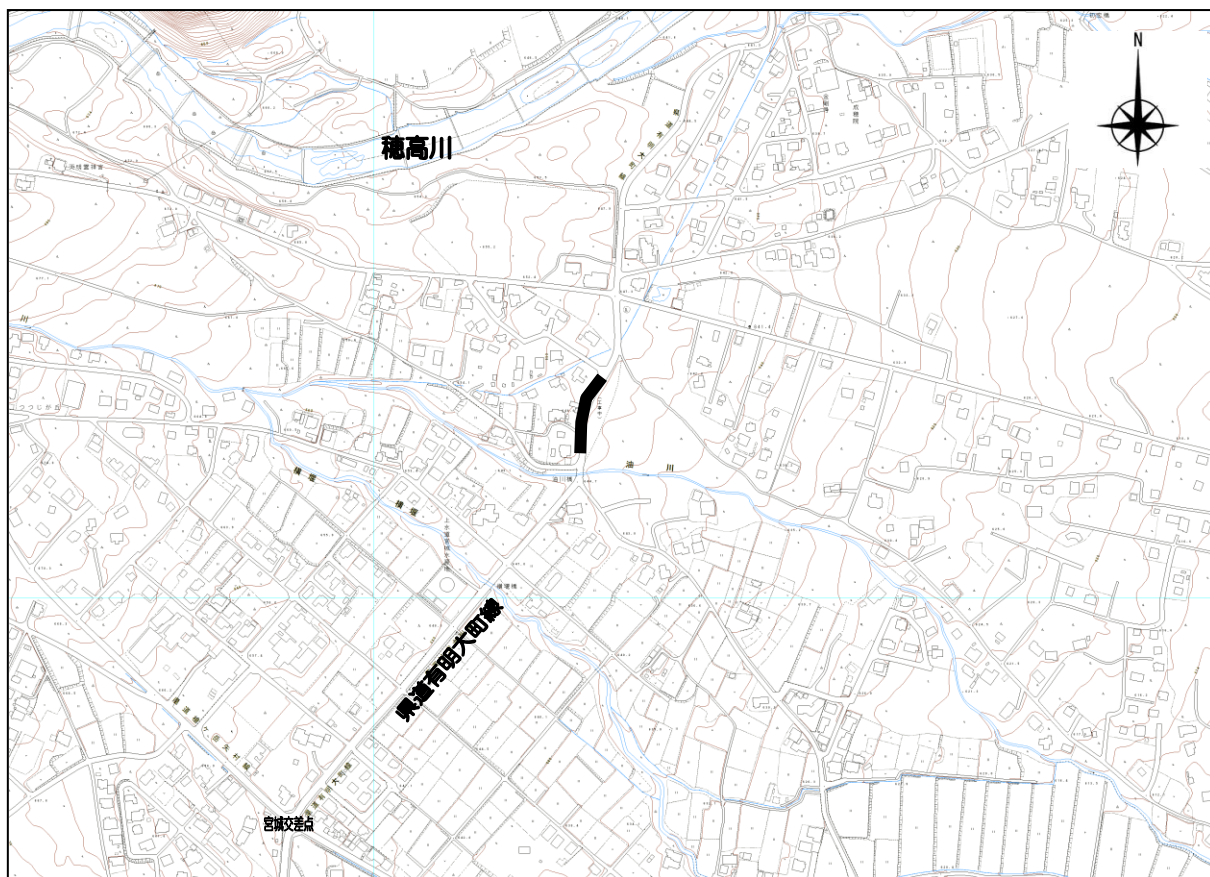
認定路線網図

整理番号 1



認定路線網図

整理番号 2



認定路線網図

整理番号 3

